

令和2年10月23日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

株式会社伊藤高次商店高坂作業所跡地及びその隣接地の一部  
愛知県が土壌汚染に関する情報を発表

愛知県は、令和2年10月23日に豊川市内にある株式会社伊藤高次商店高坂作業所跡地及びその隣接地の一部で土壌汚染が生じていることについての発表を行いました。

これを受け、豊川市としても市政記者クラブ加盟社に対し、株式会社伊藤高次商店高坂作業所跡地及びその隣接地の一部における土壌汚染の情報を同時発表いたします。

記

1 調査対象地・面積

調査対象地 = 株式会社 伊藤高次商店 高坂作業所跡地及び  
その隣接地の一部  
(豊川市御津町広石高坂66番始め13筆)  
調査対象地面積 = 7,236.22 m<sup>2</sup>

2 報告内容・今後の対応など

別添、愛知県が発表した資料のとおり

【お問い合わせ先】

●土壌汚染に関すること

愛知県東三河建設事務所 用地課 (倉坪・三浦)  
電話 0532-52-1325

●豊川市の環境などに関すること

豊川市役所 産業環境部 環境課 (中西・安藤・大林)  
電話 0533-89-2141

豊川市政記者クラブ同時

2020年10月23日（金）  
愛知県東三河建設事務所用地課  
用地第一グループ  
担当 倉坪、三浦  
ダイヤル 0532-52-1325  
愛知県建設局道路建設課  
地方道グループ  
担当 岡田、岩野  
内線 2706、2707  
ダイヤル 052-954-6544

## 豊川市における県道予定地の土壤汚染について

愛知県では1997年から一般県道大塚国府線の整備を進めています。

この度、県道用地の取得にあたり豊川市内の株式会社伊藤高次商店高坂作業所跡地及びその隣接地の一部において土壤汚染等調査を実施した結果、敷地の一部で特定有害物質及びダイオキシン類による土壤汚染が判明したのでお知らせします。

汚染が判明した場所は、現在、不透水シートによる被覆等の対策を実施しており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。今後、汚染土壌の掘削除去などの土壤汚染対策を適切に行ってまいります。

### 1 調査対象地

株式会社伊藤高次商店 高坂作業所跡地及びその隣接地の一部  
(豊川市御津町広石高坂 66 番始め 13 筆)

### 2 報告内容

#### (1) 調査結果の報告について

本日付けで、愛知県東三河総局県民環境部環境保全課に県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下、「条例」という。）第45条第1項に基づき報告しました。

#### (2) 調査実施期間

2018年1月19日（金）から2020年10月22日（木）まで

### (3) 調査結果

#### ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過土壌 検出深度	超過区画数/ 調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	0.077 mg/L (7.7倍) <sup>注1</sup>	0.01 mg/L 以下	0～0.5m	3/68
ふっ素及び その化合物	4.6 mg/L (5.8倍) <sup>注1</sup>	0.8 mg/L 以下	0～2.0m	16/68

注1：( )内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

#### イ 土壌含有量

次表のとおり条例に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果最大値	土壌含有量 基準	基準超過土壌 検出深度	超過区画数/ 調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	1,600 mg/kg (11倍) <sup>注1</sup>	150 mg/kg 以下	0～1.0m	11/68

注1：( )内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

#### ウ 地下水

調査した全ての地点で、条例に規定する地下水基準に適合していました。

#### エ 土壌中のダイオキシン類調査

次表のとおりダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に規定する環境基準を超過しました。

物質名	測定結果 最大値	環境基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 <sup>注2</sup>
ダイオキシン類	10,000 pg-TEQ/g (10倍) <sup>注1</sup>	1,000 pg-TEQ/g 以下	0～0.3m	5/45

注1：( )内は環境基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

### (4) 当該地の現在の状況

2020年8月に当該作業所の廃止に伴い全ての施設は撤去され、9月に県道用地は県に引き渡されました。土壌汚染が判明した範囲は、アスファルト舗装または不透水シートによる被覆等の対策を実施しており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

## 3 今後の対応

汚染土壌の飛散・流出防止対策を講じながら、汚染土壌を掘削除去等する予定です。

#### 4 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

7,236.22 m<sup>2</sup>

(2) 調査対象地の利用状況

1984年に山林等から株式会社伊藤高次商店高坂作業所の敷地として造成され、その後一般廃棄物の中間処理施設及び産業廃棄物の積替え保管場所として利用されてきました。2020年8月に当該作業所の廃止に伴い全ての施設は撤去されました。なお、上記の利用状況から今回の土壌汚染の原因の特定はできませんでした。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

## 参考

### ○ 基準を超過した特定有害物質及びダイオキシン類について

#### ・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排出されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

#### ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で 12～46%の人に軽度の斑状歯<sup>はんじょうし</sup>が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：同上)

#### ・ダイオキシン類

ダイオキシン類は、平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーPCBと規定されています。これらには多くの異性体が存在し、その有害性はこれらの異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-TCDDの毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価計数(TEF)で示し、これを用いてダイオキシン類の毒性を2,3,7,8-TCDDの等量(TEQ)で表現します。

ダイオキシン類の毒性は、発がん性、免疫毒性、生殖毒性等が動物実験で報告されています。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法で、ダイオキシン類の耐容一日摂取量(その量までは人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される摂取量)が体重1kg当たり4ピコグラムと定められています。

(参考：ダイオキシンの耐容一日摂取量(TDI)について 環境庁中央環境審議会環境保健部会、厚生省生活環境審議会、食品衛生調査会 報告書概要 平成11年6月)

### ○ 県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号)(抄)

#### 第四十五条(自主調査に係る報告等)

この節の規定に基づき行う土壤汚染等調査及び土壤汚染対策法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査以外の土壤汚染等調査(以下「自主調査」という。)を土壤汚染等対策指針に従い行った者は、当該自主調査の結果、当該自主調査に係る土地の土壤又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、当該汚染の状況その他規則で定める事項を知事に報告するよう努めなくてはならない。ただし、当該土地の区域について土壤汚染対策法第十四条第一項の申請があった場合は、この限りでない。

土壤汚染等対策基準（条例施行規則第 37 条）

分類	特定有害物質の種類	土壤溶出量基準	土壤含有量基準	地下水基準
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 mg/ L 以下	—	0.002 mg/ L 以下
	四塩化炭素	0.002 mg/ L 以下	—	0.002 mg/ L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	—	0.004 mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ L 以下	—	0.02 mg/ L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ L 以下	—	0.04 mg/ L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ L 以下	—	0.002 mg/ L 以下
	ジクロロメタン	0.02 mg/ L 以下	—	0.02 mg/ L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ L 以下	—	0.01 mg/ L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ L 以下	—	1 mg/ L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ L 以下	—	0.006 mg/ L 以下
	トリクロロエチレン	0.03 mg/ L 以下	—	0.03 mg/ L 以下
	ベンゼン	0.01 mg/ L 以下	—	0.01 mg/ L 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/ L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/ L 以下
	六価クロム化合物	0.05 mg/ L 以下	250 mg/kg 以下	0.05 mg/ L 以下
	シアン化合物	シアンが 検出されないこと	50 mg/kg 以下 (遊離シアンと して)	シアンが 検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 mg/ L 以下、かつ、ア ルキル水銀が検出 されないこと	15 mg/kg 以下	水銀が 0.0005 mg/ L 以下、かつ、ア ルキル水銀が検出 されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 mg/ L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/ L 以下
	鉛及びその化合物	0.01 mg/ L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/ L 以下
	砒素及びその化合物	0.01 mg/ L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/ L 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/ L 以下	4000 mg/kg 以下	0.8 mg/ L 以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1 mg/ L 以下	4000 mg/kg 以下	1 mg/ L 以下
	シマジン	0.003 mg/ L 以下	—	0.003 mg/ L 以下
	チオベンカルブ	0.02 mg/ L 以下	—	0.02 mg/ L 以下
	チウラム	0.006 mg/ L 以下	—	0.006 mg/ L 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	

注：土壤ガスについては、検出された場合に土壤溶出量を調べ、土壤溶出量基準の適否を確認することになっており、基準値は設定されていません。

○ **ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）（抄）**

第七条（環境基準）

政府は、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

**ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 条）（抄）**

媒体	基準値	測定方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考		
<p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>		